

令和 6 年度千歳市地域内フィーダー系統確保維持計画（案）

1. 地域内フィーダー系統に関する計画について

国の「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」を活用することを目的に策定する計画。

2. フィーダー系統とは

地域間幹線系統や鉄道と接続している路線

※地域間幹線系統…

北海道中央バスの千歳線（千歳—札幌間）や、あつまバスの千歳線（千歳—厚真間）など、複数市町村にまたがる平日 1 日当たりの計画運行回数が 3 回以上の系統

3. 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金とは

地域の特性、実情に応じた最適な移動手段の提供、交通不便地域の移動の確保等を目的とした取組に対して国が支援するもので、地域間幹線系統に接続するバス路線が対象となる。

4. 当市の補助対象路線について

千歳市内では大半の路線がフィーダー路線であるため、補助対象となるが、補助上限額が設けられているため、JR千歳駅で地域間幹線系統と接続している中央バスのみどり台線、桜木線及び東千歳デマンドバスの 3 路線について申請している。

5. 補助額について

当該路線に係る経常費用と経常収益の差（赤字額）の 1/2 又は補助上限額のいずれか少ない方の額

〈補助実績〉

令和 4 年事業年度（令和 3 年 10 月～令和 4 年 9 月）	5,235 千円
令和 3 年事業年度（令和 2 年 10 月～令和 3 年 9 月）	10,338 千円
令和 2 年事業年度（令和元年 10 月～令和 2 年 9 月）	9,838 千円

6. 補助金交付先について

乗合事業者等

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 千歳市地域公共交通活性化協議会
住 所 千歳市東雲町 2 丁目 3 4
代表者氏名 会長 品田 雅俊

【令和 6 年事業年度】地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和 年 月 日

（名称）千歳市地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
【令和6年事業年度千歳市】地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>千歳市においては、平成28年10月に「バス路線再編」の実施、初乗り100円運賃や高齢者運賃、バスロケーションシステムの導入等を行い、市民の利便性と交通事業者の採算性、行政における公共性のバランスがとれた交通ネットワークの構築を目指している。</p> <p>今後、更なる高齢化社会を迎え、自家用車の運転をやめる市民が増えることが予想されることから、路線バスの果たす役割がますます大きくなる。そのためにも市内バス路線の更なる充実や利便性の向上が必要不可欠である。</p> <p>しかしながら、路線バスの利便性の向上は、事業者の採算性を損なうリスクを抱えており、現在、バス事業者は、市の補助制度を活用しながら運行しているものの、現状として、その経営は大変苦しいものとなっている。</p> <p>加えて、路線バスの運行が難しい東千歳地区では、代替交通手段として市が補助金を交付した上で、交通事業者に定時定路線による定期貸切タクシーの運行を委託してきたが、市の財政負担が課題となっていたことから、令和4年10月よりデマンド方式により運行している。</p> <p>こうした状況を踏まえ、地域公共交通確保維持事業を活用し、路線バスを基幹とする持続可能な交通ネットワークの構築と充実を図り、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>《収支率》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年事業年度申請における収支率の目標値を以下のとおり設定する。 【桜木線、みどり台線】（対令和4年事業年度実績比 +2%） <令和6年事業年度目標値> 42.6%（令和5年10月～令和6年9月） <令和4年事業年度実績値> 40.6%（令和3年10月～令和4年9月） 【東千歳デマンドバス】（対令和4年度実績比 +2%） <令和6年度目標値> 14.3%（令和6年4月～令和7年3月） <令和4年度実績値> 12.3%（令和4年4月～令和5年3月） <p>《利用人数》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年事業年度申請における利用者数の目標値を以下のとおり設定する。 【桜木線、みどり台線】（令和5年事業年度実績値は路線バス乗降調査による実績） <令和6年事業年度目標値>（令和5年10月～令和6年9月） （対令和5年事業年度実績比+2%増） 桜木線 冬：422人/日、夏：252人/日 みどり台線 冬：311人/日、夏：207人/日 <令和5年事業年度実績値>（令和4年10月～令和5年9月）（冬：R4.12、夏R5.4実施） 桜木線 冬：414人/日、夏：247人/日 みどり台線 冬：305人/日、夏：203人/日 【東千歳デマンドバス】（対令和4年度実績比 +2%） <令和6年度目標値>500人/年（令和6年4月～令和7年3月） <令和4年度実績値>490人/年（令和4年4月～令和5年3月）

(2) 事業の効果

- ①地域間幹線系統路線によって札幌圏と桜木地区、みどり台地区、東千歳地区が結ばれることで交通ネットワークが充実する。
- ②日常生活に必要な社会基盤が維持される。
- ③高齢者の社会参加が促進される。
- ④バス事業者等の収支改善が図られる。
- ⑤交通事故、騒音、振動等が減少する。
- ⑥CO₂の抑制等、環境保全が図られる。
- ⑦行政コストを抑制する。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・バスの運賃制度や市内路線図が一目で分かるバスガイドマップの作成、配布【千歳市】
- ・市内の路線別PR、シルバーおでかけパス、乗継チケット等の周知活動【千歳市、事業者】
- ・GTF Sに対応したバスロケーションシステムの導入や利用促進に向けた周知活動【千歳市、事業者】(千歳市地域公共交通計画 P.73 参照)
- ・エコ通勤(ノーカーデー)の取組【千歳市】(千歳市地域公共交通計画 P.76 参照)
- ・公立千歳科学技術大学と連携し、路線ごとのバスマップやバスの乗り方ガイドの作成及び設置、シルバーおでかけパスなどの利用方法説明動画の作成【千歳市、公立千歳科学技術大学】

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

「運行系統の概要」

- ・別紙(表1)のとおり。
- ・その他の資料 ① 路線図 ② 時刻表

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

【桜木線、みどり台線】

千歳市から運行事業者への補助金額については、地域キロ当たり標準経常費用と乗合バス事業者キロ当たり経常費用とを比較し、いずれか少ない方の額に運行路線の実車走行キロ数を乗じて得た額から収入及び国庫補助金を差し引いた額とし、同一のバス運行事業者が運行路線であって、共通する区間のキロ程が各路線のキロ程の50%以上である路線の場合は、一つの補助対象とする。

【東千歳デマンドバス】

千歳市から東千歳バス運行協議会への補助金額については、事業の実施に必要な経費及びその運営費から利用料収入及び地域協力金、並びに国庫補助金を差し引いた額とする。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

【桜木線、みどり台線】

北海道中央バス株式会社

【東千歳デマンドバス】

東千歳バス運行協議会

<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <u>【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u></p>
<p>・別紙5のとおり</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>

<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>※該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>※該当なし</p>
<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>① 車両の代替による費用削減等の内容 ※該当なし</p>
<p>② 代替車両を活用した利用促進策 ※該当なし</p>
<p>17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>※該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>※該当なし</p>

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
20. 貨客混載の導入に要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
21. 協議会の開催状況と主な議論	
<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年6月9日に千歳市地域公共交通活性化協議会を開催し、当該計画を承認済み。 	
22. 利用者等の意見の反映状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・年に2回（夏期/冬期）、市民の日常における移動状況や路線バスの利用実態など、市民ニーズを把握するため、市内全路線全便の乗降調査を実施し、路線再編に反映している。 ・バスマップの作成やバスロケーションシステム機能改善の実施など、誰にでも分かりやすい公共交通情報の提供を行っている。 ・令和4年度は、地域公共交通活性化協議会を5回開催（書面開催を含む）し、公共交通の利用促進イベントの開催のほか、千歳駅前広場活性化に向けた取り組み、市公式 LINE を用いたバス事業者による路線バスの運休情報の配信等について協議、検討した。 <p>千歳市地域公共交通活性化協議会の開催日… 6/30、9/12、12/22、2/27 （令和4年度） 書面協議の開催日… 1/17</p>	
23. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	北海道石狩振興局地域創生部地域政策課
関係市区町村	千歳市企画部交通政策課（事務局）
交通事業者・交通施設管理者等	北海道中央バス(株) 千歳相互観光バス(株) 道南バス(株) あつまバス(株) 北海道地方交通運輸産業労働組合 千歳地区ハイヤー事業協同組合 北海道旅客鉄道(株)千歳駅 北海道バス協会 東千歳バス運行協議会
地方運輸局	北海道運輸局札幌運輸支局首席運輸企画専門官
警察	北海道札幌方面千歳警察署交通第一課

道路管理者	国土交通省北海道開発局札幌開発建設部千歳道路事務所
同上	北海道空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所
同上	千歳市建設部道路管理課
学識経験者	公立千歳科学技術大学理工学部
利用者	公募市民
その他協議会が必要と認める者	千歳市町内会連合会 千歳市社会福祉協議会 千歳商工会議所 千歳市老人クラブ連合会 千歳市商店街振興組合連合会

【本計画に関する担当者・連絡先】

住 所) 千歳市東雲町2丁目34番地

(所 属) 企画部交通政策課交通政策係

(氏 名) 主事 木津 航佑

(電 話) 0123-24-0897

(e-mail) koutsuuseisaku@city.chitose.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地 営業区域	終点					運行態様 の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)
千歳市	北海道中央バス株式会社	(1) みどり台線	千歳駅前	市民病院	みどり台北 2丁目	往 7.4km 復 7.5km	362日	4,587.0回		路線定期運行	①	JR千歳駅で地域間幹線系統である中央バス千歳線及びあつまバス千歳線と千歳駅前バス停で接続	③
	北海道中央バス株式会社	(2) 桜木線①	千歳駅前	市役所前・ 市民病院	千歳駅前	往 (循環) 復 13.6km	362日	1,448.0回		路線定期運行	①	JR千歳駅で地域間幹線系統である中央バス千歳線及びあつまバス千歳線と千歳駅前バス停で接続	③
	北海道中央バス株式会社	(3) 桜木線②	千歳駅前	信濃2丁目・ 市役所前	千歳駅前	往 (循環) 復 11.3km	365日	727.0回		路線定期運行	①	JR千歳駅で地域間幹線系統である中央バス千歳線及びあつまバス千歳線と千歳駅前バス停で接続	③
	北海道中央バス株式会社	(4) 桜木線③	千歳駅前	市役所前	桜木5丁目	往 7.0km 復 km	21日	31.5回		路線定期運行	①	JR千歳駅で地域間幹線系統である中央バス千歳線及びあつまバス千歳線と千歳駅前バス停で接続	③
	東千歳バス運行協議会	(5) 東千歳デマンドバス			東千歳地区 -市街地地 区間	往 km 復 km	294日	831.0回		路線不定期運行	①	JR千歳駅で地域間幹線系統である中央バス千歳線及びあつまバス千歳線と千歳駅前バス停で接続	①

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	千歳市
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	13,625
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
千歳市地域公共交通計画 (千歳市地域公共交通網形成計画)	令和3年11月19日 (平成28年3月30日)	令和5年度 (平成29年度)
千歳市地域公共交通再編実施計画	平成28年9月23日	—

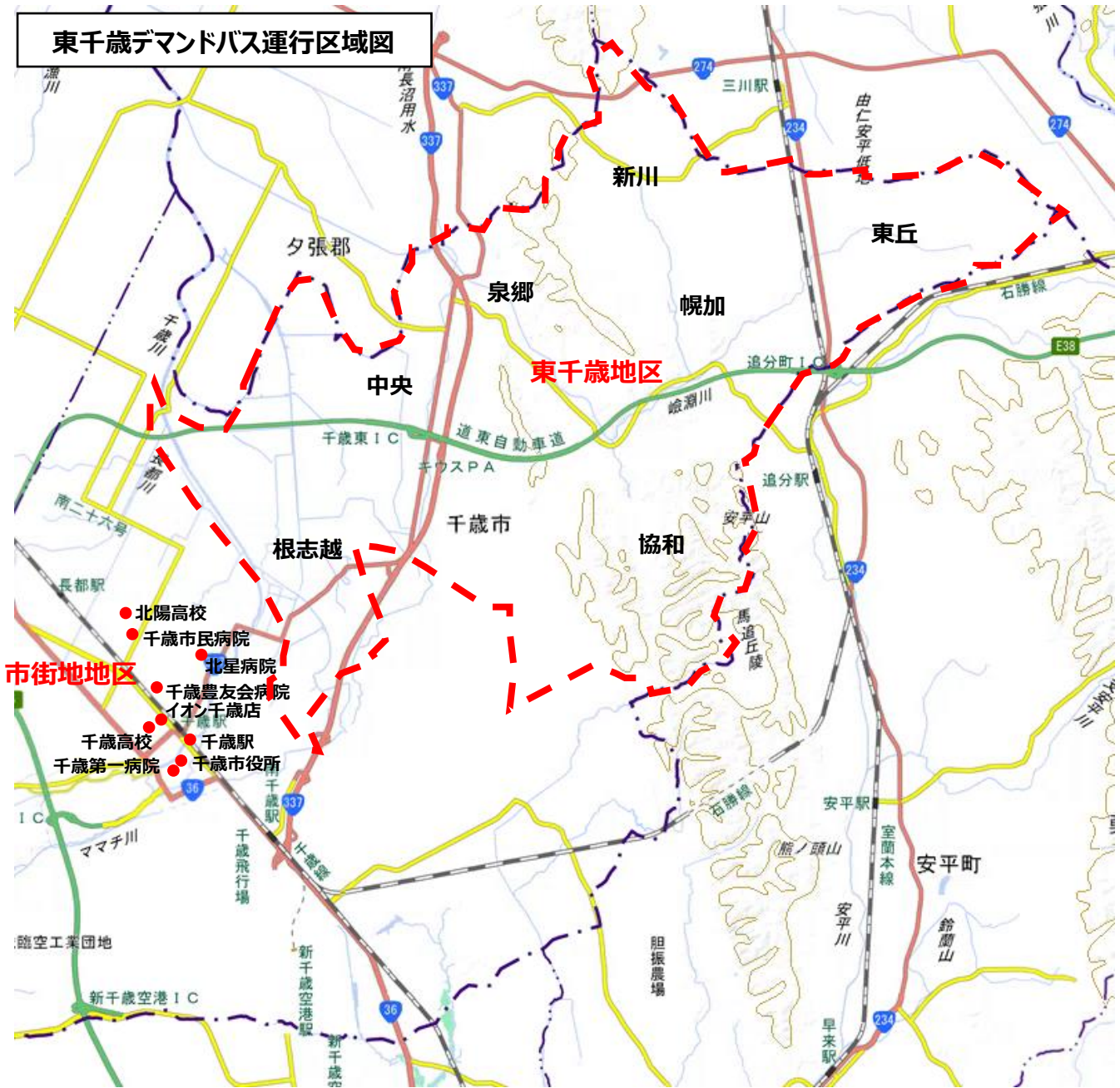
(1) 記載要領

- 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
- 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
- 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ロ②（1））に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7（ロ②（2）（実施要領の2.（1）⑭））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
- 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
- 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

- 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図（ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可）

東千歳デマンドバス運行区域図



● 市街地目的地

運行時間

朝便

(往路) 06:30 シルバー人材センター 発 → 07:15 東千歳地区 着

(復路) 07:15 東千歳地区 発 → 08:00 市街地地区 着

昼便

(往路) 12:45 シルバー人材センター 発 → 13:30 東千歳地区 着

(復路) 13:30 東千歳地区 発 → 14:15 市街地地区 着

夜便

(往路) 16:10 シルバー人材センター 発 → 16:55 東千歳地区 着

(復路) 16:55 東千歳地区 発 → 17:40 市街地地区 着

運 休：日曜・祝日、年末年始（12月30日～1月3日）

朝・夜2便：土曜、盆（8月13日～16日）、年末年始前後（12月28日、29日、1月4日）